

Office News

February, 2022

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

雇用保険料率の改正 ～2段階で引き上げ～

令和4年2月1日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、令和4年の通常国会に提出されました。

今回の改正法案では雇用保険料率の引き上げが中心となっており、令和4年度の雇用保険料率は次のとおり前半と後半の2段階に分けて引上げられる予定です。

【令和4年度の雇用保険料率】

- ① 令和4年4月1日～9月30日まで
- ・一般 9.5/1000
(うち失業等給付に係る率 2/1000)
 - ・農林水産業及び清酒製造業 11.5/1000
(うち失業等給付に係る率 4/1000)
 - ・建設業 12.5/1000
(うち失業等給付に係る率 4/1000)
- ② 令和4年10月1日～令和5年3月31日まで
- ・一般 13.5/1000
(うち失業等給付に係る率 6/1000)
 - ・農林水産業及び清酒製造業 15.5/1000
(うち失業等給付に係る率 8/1000)
 - ・建設業 16.5/1000
(うち失業等給付に係る率 8/1000)

詳細はこちらをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/208.html>



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
先日、購買部で15年間勤務するYさんが退職することになり、退職金として600万円を支払いました。

退職後にYさんの後任の社員が帳簿の整理を行っている時、Yさんが横領していた証拠を見つけました。会社はYさんにどのような対応をとればよいでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
このケースの場合、まず、会社はYさんに対して損害賠償請求を求めることができます。

Yさんやその身元保証人に被害弁償の誠意が見られない場合や被害回復が望めそうにない場合には、横領罪もしくは窃盗罪で刑事告訴することも可能です。

ただし、既に退職してしまっているYさんに対して懲戒処分を下すことはできません。

一方、今回のケースでは、退職金を返還させることができるかが大きな問題となります。退職後に懲戒解雇に相当する事由が発覚したときは退職金の返還を求める旨を就業規則に規定していた場合、返還は不可能ではありません。実際に返還させることができるかどうかは、Yさんの功績なども考慮し総合的に判断されることとなります。

今後の予防策としては、就業規則に退職金の返還規定を設ける他、退職者の身辺調査を行う期間を考慮して退職金の支払期日を退職後数カ月後に設定しておく等の対策が考えられます。後々のトラブルも視野に入れて、退職理由は明確に記載してもらいましょう。



今月の実務スケジュール

- 4月新入社員（新卒）の入社前研修
- 新入社員研修カリキュラム作成
- 組織変更と人事異動の検討
- 昇給のための人事考課開始
- 各種社内規程の見直し



連絡先

- ◆所在地：〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com